

目次

- がん通院特約〔2025〕 P.1
- がん通院特約〔2025〕
（「経験者保険料率に関する特則」を付加されている場合） P.2
- がん保険Days 1、がん保険Days 1プラス、がん通院特約 P.3
- がん保険Days 1、がん保険Days 1プラス、がん通院特約
（「経験者保険料率に関する特則」を付加されている場合） P.4
- がん保険Days、新がん保険Days、がん保険Daysプラス、
新がん保険Daysプラス、がん保険 寄りそうDays P.5

がん保険の通院保障

がん通院特約〔2025〕の通院給付金について

通院給付金は、がんまたは上皮内新生物の治療を直接の目的として、通院保障期間内に通院された場合、または所定の治療のために通院された場合にお支払の対象となります。

保障対象となる通院には、往診、訪問診療、オンライン診療および電話診療を含みます。

【通院保障期間内の通院】

通院保障期間は、以下の①の起算日の前日から遡って60日以内の期間および①から③のいずれかの起算日からその日を含めて5年以内の期間です。

- ①初めてがんまたは上皮内新生物と診断確定された日
- ②がんまたは上皮内新生物の治療を直接の目的として手術、放射線治療（電磁波温熱療法を含む）、抗がん剤治療、ホルモン療法、緩和療養のいずれかのための通院をした日
- ③がんまたは上皮内新生物の治療を直接の目的とする入院の退院日の翌日

【所定の治療のための通院】

がんまたは上皮内新生物の治療を直接の目的として以下のいずれかの治療のために通院された場合は、通院保障期間に関わらず、通院給付金のお支払の対象となります。

・手術 ・放射線治療（電磁波温熱療法を含む） ・抗がん剤治療 ・ホルモン療法 ・緩和療養

◆ご注意

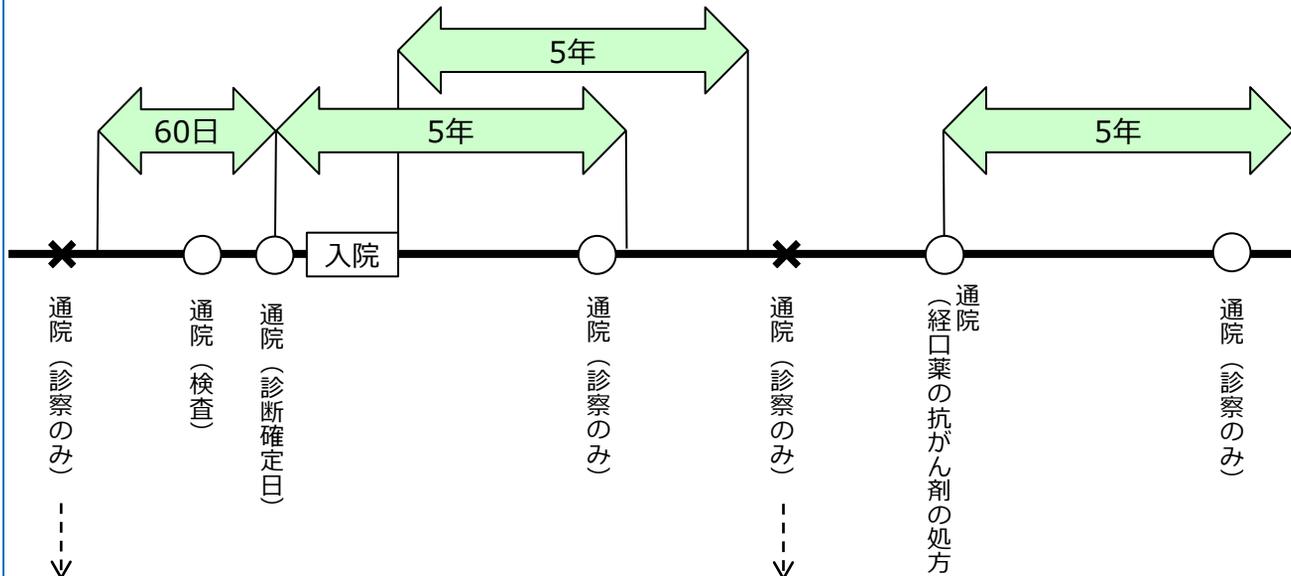
がんまたは上皮内新生物による入院をしている日に通院した場合は、通院給付金のお支払の対象となりません。

通院給付金のお支払例

○・・・お支払の対象となる通院

×・・・お支払の対象とならない通院

⇔・・・通院保障期間



通院保障期間外で、所定の治療の通院ではないため、お支払の対象外となります。

がん保険の通院保障

がん通院特約〔2025〕の通院給付金について （「経験者保険料率に関する特則」を付加されている場合）

通院給付金は、がんまたは上皮内新生物の治療を直接の目的として、通院保障期間内に通院された場合、または所定の治療のために通院された場合にお支払の対象となります。

保障対象となる通院には、往診、訪問診療、オンライン診療および電話診療を含みます。

【通院保障期間内の通院】

通院保障期間は、がんの場合は以下の①または②、上皮内新生物の場合は以下の①から③のいずれかの日を起算日とし、その日を含めて5年以内の期間です。

- ①責任開始日以後に診断確定されたがんまたは上皮内新生物の治療を直接の目的として手術、放射線治療（電磁波温熱療法を含む）、抗がん剤治療、ホルモン療法、緩和療養のいずれかのための通院をした日
- ②がんまたは上皮内新生物の治療を直接の目的とする入院の退院日の翌日
- ③初めて上皮内新生物と診断確定された日

【所定の治療のための通院】

がんまたは上皮内新生物の治療を直接の目的として以下のいずれかの治療のために通院された場合は、通院保障期間に関わらず、通院給付金のお支払の対象となります。

・手術 ・放射線治療（電磁波温熱療法を含む） ・抗がん剤治療 ・ホルモン療法 ・緩和療養

◆ご注意

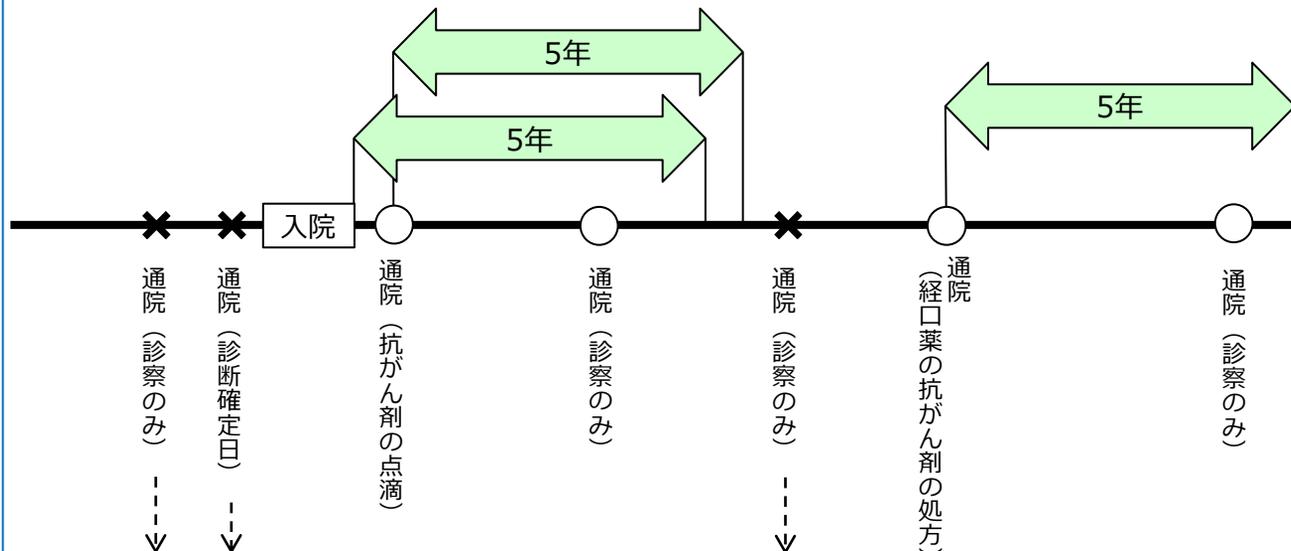
がんまたは上皮内新生物による入院をしている日に通院した場合は、通院給付金のお支払の対象となりません。

がんの場合の通院給付金のお支払例

○ … お支払の対象となる通院

× … お支払の対象とならない通院

⇔ … 通院保障期間



通院保障期間外で、所定の治療の通院ではないため、お支払の対象外となります。

がん保険の通院保障

がん保険Days 1、がん保険Days 1プラス、がん通院特約の通院給付金について

通院給付金は、がんまたは上皮内新生物の治療を直接の目的として、通院保障期間内に通院された場合、または所定の治療のために通院された場合にお支払の対象となります。

保障対象となる通院には、往診、訪問診療、オンライン診療および電話診療を含みます。

【通院保障期間内の通院】

通院保障期間は、以下のいずれかの日を起算日とし、その日を含めて365日以内の期間です。

- ・初めてがんまたは上皮内新生物と診断確定された日
- ・がんまたは上皮内新生物の治療を直接の目的として手術、放射線治療（電磁波温熱療法を含む）、抗がん剤治療・ホルモン療法（いずれも経口投与によるものを除く）のいずれかを受けた日
- ・がんまたは上皮内新生物の治療を直接の目的とする入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日

【所定の治療のための通院】

がんまたは上皮内新生物の治療を直接の目的として以下のいずれかの治療のために通院された場合は、通院保障期間に関わらず、通院給付金のお支払の対象となります。

- ・手術
- ・放射線治療（電磁波温熱療法を含む）
- ・抗がん剤治療・ホルモン療法（いずれも経口投与によるものを除く）

◆ご注意

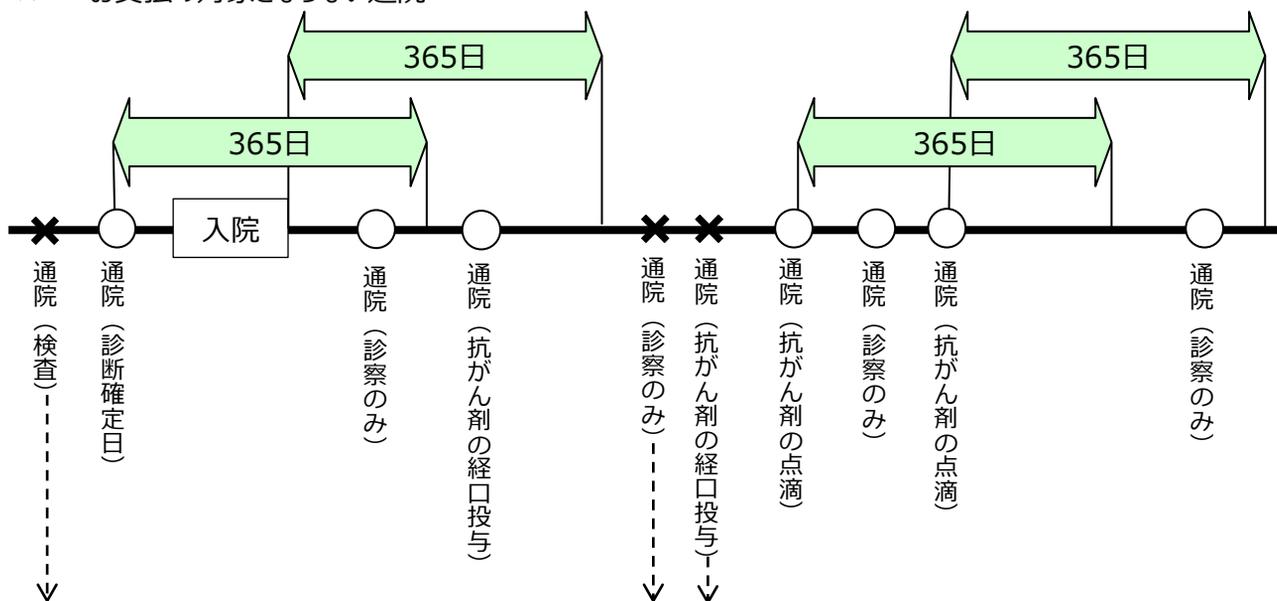
がんまたは上皮内新生物による入院をしている日に通院した場合は、通院給付金のお支払の対象となりません。

通院給付金のお支払例

○・・・お支払の対象となる通院

×・・・お支払の対象とならない通院

⇔・・・通院保障期間



通院保障期間外で、所定の治療のための通院ではないため、お支払の対象外となります。

がん保険の通院保障

がん保険Days 1、がん保険Days 1 プラス、がん通院特約の通院給付金について （「経験者保険料率に関する特則」を付加されている場合）

通院給付金は、がんまたは上皮内新生物の治療を直接の目的として、通院保障期間内に通院された場合、または所定の治療のために通院された場合にお支払の対象となります。

保障対象となる通院には、往診、訪問診療、オンライン診療および電話診療を含みます。

【通院保障期間内の通院】

通院保障期間は、がんの場合は以下の①または②、上皮内新生物の場合は以下の①から③のいずれかの日を起算日とし、その日を含めて365日以内の期間です。

- ①責任開始日以後に診断確定されたがんまたは上皮内新生物に対する手術、放射線治療（電磁波温熱療法を含む）、抗がん剤治療・ホルモン療法（いずれも経口投与によるものを除く）を直接の目的とする通院をした日
- ②がんまたは上皮内新生物の治療を直接の目的とする入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日
- ③初めて上皮内新生物と診断確定された日

【所定の治療のための通院】

がんまたは上皮内新生物の治療を直接の目的として以下のいずれかの治療のために通院された場合は、通院保障期間に関わらず、通院給付金のお支払の対象となります。

- ・手術
- ・放射線治療（電磁波温熱療法を含む）
- ・抗がん剤治療・ホルモン療法（いずれも経口投与によるものを除く）

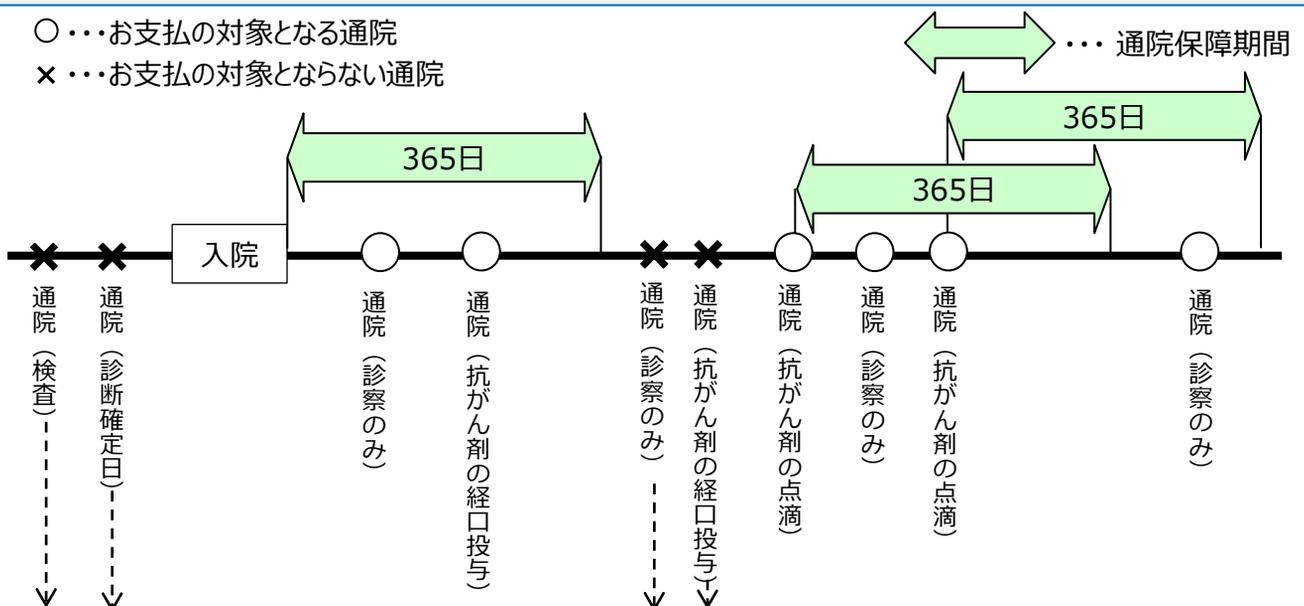
◆ご注意

がんまたは上皮内新生物による入院をしている日に通院した場合は、通院給付金のお支払の対象となりません。

がんの場合の通院給付金のお支払例

○・・・お支払の対象となる通院

×・・・お支払の対象とならない通院



通院保障期間外で、所定の治療のための通院ではないため、お支払の対象外となります。

がん保険の通院保障

がん保険Days、新がん保険Days、がん保険Daysプラス、 新がん保険Daysプラス、がん保険 寄りそうDaysの通院給付金について

通院給付金は、がんまたは上皮内新生物の治療を直接の目的として、通院保障期間内に通院された場合、または所定の治療のために通院された場合にお支払の対象となります。

保障対象となる通院には、往診、訪問診療、オンライン診療および電話診療を含みます。

【通院保障期間内の通院】

通院保障期間は、がんまたは上皮内新生物の治療を直接の目的とする入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日からその日を含めて365日以内の期間です。

【所定の治療のための通院】

がんまたは上皮内新生物の治療を直接の目的として以下のいずれかの治療のために通院された場合は、通院保障期間に関わらず、通院給付金のお支払の対象となります。

- ・手術
- ・放射線治療（電磁波温熱療法を含む）
- ・抗がん剤治療・ホルモン療法（いずれも経口投与によるものを除く）

◆ご注意

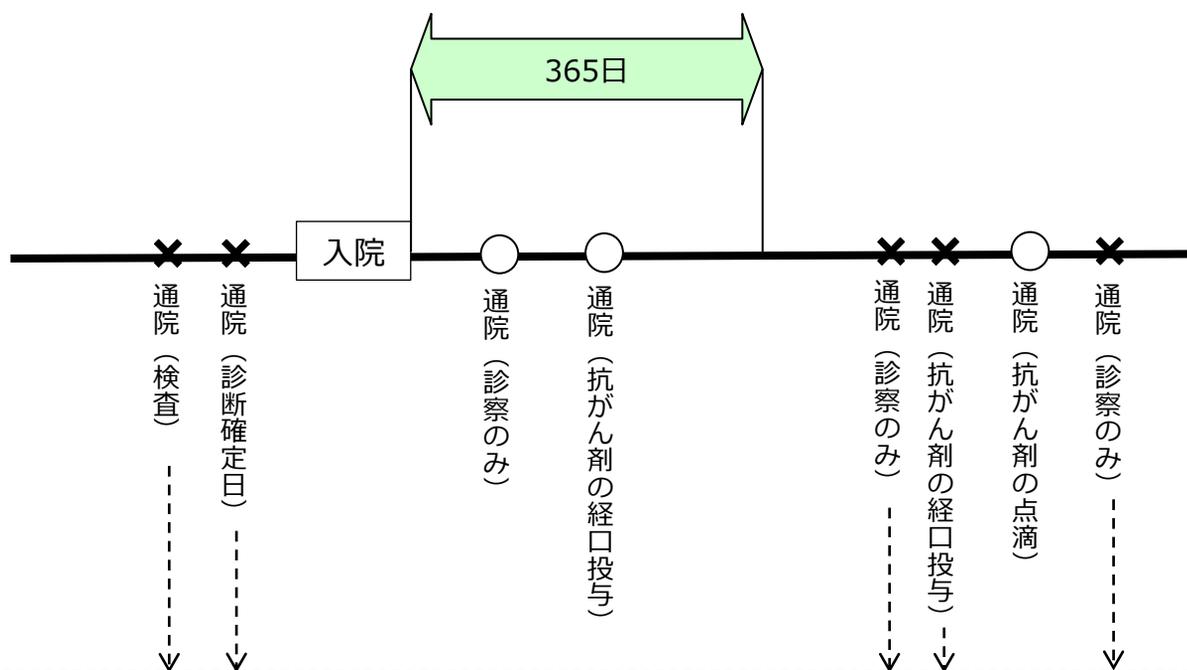
がんまたは上皮内新生物による入院をしている日に通院した場合は、通院給付金のお支払の対象となりません。

通院給付金のお支払例

○・・・お支払の対象となる通院

×・・・お支払の対象とならない通院

⇔・・・通院保障期間



通院保障期間外で、所定の治療のための通院ではないため、お支払の対象外となります。